第二項の表四八の項を次のように改める。

四八	削除

二十二　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七九の項を次のように改める。

七九	削除

二十三　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項から一九の項までを削る。

二十四　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項及び一五の項を次のように改める。

一四	削除
一五	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

二十五　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二八の項を次のように改める。

一二八	削除

二十六　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項から二五の項までを次のように改める。

二三	削除
二四	削除
二五	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

二十七　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二〇の項を削る。

二十八　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十九　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

三十　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一の項を次のように改める。

一	削除

表八の項を次のように改める。

八	削除

表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

表一二の項を次のように改める。

一二	削除

表六四の項を次のように改める。

六四	削除

表七七の項を次のように改める。

七七	削除

表七九の項を次のように改める。

七九	削除

三十一　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

三十二　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六〇の項を次のように改める。

六〇	削除

三十三　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七五の項を次のように改める。

七五	削除

三十四　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除